

## 奈良市戸籍データ入力等業務委託における落札者決定基準

### 1. 評価の方法及び落札者の決定方法

本件は、非常に重要な個人情報である戸籍情報を取り扱う関係上、成果物の品質が確保されることが肝要であり、そのためには業務に携わる者が戸籍に関する知識を有し、また理解していることが必要である。このことから、価格のみでなく事業者の戸籍事務への理解度や、迅速かつ適切に業務を遂行するための体制や実績等を考慮し、本市にとって最も有利な者を落札者とするため、総合評価一般競争入札とする。

「技術点」及び「価格点」の合計点数（以下「総合点」という）が最も高い者を落札者とする。「技術点」と「価格点」のバランスは3対2とする。入札者の「総合点」は、「技術点」と「価格点」の単純な和となる。

$\text{総合点 (800点)} = \text{技術点 (480点)} + \text{価格点 (320点)}$
---

### 2. 技術評価

技術評価として、「提案書」、「プレゼンテーション」を総合的に判断する。審査員及び評価項目を定め、提案内容を評価して「技術点」を与える。

	審査工程	内容	点数
1	提案書審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査員ごとに提案書を審査する。業務実績は、事務局にて確認する。</li> <li>・ 技術点全体の75%を配点する。</li> </ul>	360点
2	プレゼンテーション審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案書審査を補完する目的で行う。</li> <li>・ プレゼンテーションの審査は審査員が行う。</li> <li>・ 技術点全体の25%を配分する。</li> </ul>	120点
合計			480点

### 3. 価格評価

価格評価は、基礎点と入札金額に応じた配点を合算して算出する。

$$\text{価格点 (320点)} = \text{基礎点 (80点)} + \text{比較点 240点} \times \left( 1 - \frac{\text{入札金額}}{\text{入札書比較価格}} \right)$$

- 入札書比較価格は、予定価格の110分の100に相当する金額である。
- 基礎点は、入札金額が入札書比較価格の範囲内である場合に、価格点の25%を配点する。
- 入札金額が入札書比較価格を超える場合は、失格となる。
- 価格点の小数点以下は、小数点第3位以下を切り捨て、小数点第2位までとする。

### 4. 提案書審査

提案書審査の評価項目と配点は、以下のとおりとする。

	評価項目	配点	審査員数	配点合計	
1	基本方針・業務実績	業務の基本方針及び業務に対する理解	5	3	15
2		戸籍入力業務の受託実績	10	3	30
3		戸籍入力業務の運用実績	10	3	30
4	業務実施体制	従事者の雇用に関する取組み	5	3	15
5		従事者教育・研修に関する取組み	10	3	30
6		業務開始までの準備工程における取組み	10	3	30
7		業務を円滑に遂行するための体制や取組み	10	3	30
8		インシデント発生時の取組みやリスクマネジメント	10	3	30
9		繁忙期に対する取組み	5	3	15
10		業務委託終了時における、次期業務委託事業者に対する業務引き継ぎ	5	3	15

11	業務への 取組み	業務に係る法律等の改正に伴う運用変更への対応	10	3	30
12		業務の正確性を担保するための取組み（品質管理）	10	3	30
13	個人情報保護	個人情報保護に関する取組み	10	3	30
14	独自提案	市のサービス向上に寄与する独自提案	5	3	15
15	事故賠償責任保険	事故賠償責任保険の有無	5	3	15
合計			120	3	360

審査員は、評価内容毎に下記6段階の判定を行う。

評価					
A	B	C	D	E	F
非常に優秀	優秀	標準	やや劣る	劣る	劣悪又は記載なし
評価係数					
1.0	0.8	0.6	0.4	0.2	0

## 5. プレゼンテーション審査

### (1) プレゼンテーション審査の考え方

- ・ プレゼンテーションは、本事業に携わる統括責任者もしくは代行責任者が行う。
- ・ プレゼンテーション審査は審査員が行うが、提案書を補完する目的で行うため、提案書の不明点に関する質問が行えるように準備する。

### (2) プレゼンテーション審査の評価項目

プレゼンテーション審査の評価項目と配点は、以下のとおりである。

	評価項目	評価の視点	配点	審査員数	配点合計
1	提案書との整合性	提案書の内容と整合性がとれているか。	5	3	15
2	論理性（一貫性）	説明が論理性をもってなされているか。説明にブレがなく一貫しているか。	5	3	15

3	本市への適合度	本市のニーズに適合しているか。	10	3	30
4	質疑応答における回答の明確性	質問に対する回答が明確かつ適切か。分かりやすいものであるか。	10	3	30
5	取り組み姿勢	本市と協力して、本事業の維持・成長に導く意思が確認できるか。 事業者側の体制に一体感があり、業務にしっかり取り組める姿勢があるか。	10	3	30
合計			40	3	120

審査員は、上記評価内容毎に下記4段階の判定を行う。

評価			
A	B	C	D
非常に優秀	優秀	やや劣る	劣る
評価係数			
1.0	0.8	0.4	0